

# 両替機専用カード取扱規定

横浜信用金庫

## 1. 両替機専用カードの発行

両替機専用カード（以下「専用カード」といいます。）は、当金庫が契約者に貸与するものです。

## 2. 利用範囲

(1) 専用カードは、発行店でのみご利用できます。

(2) 両替機が故障等の事由により、専用カードを使用できない場合は、当該カードを窓口で提示のうえ両替するものとします。

この場合以外の窓口両替は、別途当金庫が定めた両替手数料をいただきます。

## 3. 両替機の操作

(1) 両替機に専用カードを挿入し、現金を投入のうえ操作してください。

(2) 一回あたりの両替は、当金庫が定めた範囲内とします。

## 4. 契約期間

当初の契約期間は、最初に到来する4月末までとし、契約者または当金庫からの解約の申し出がない限り、この契約は1年間継続されるものとします。

## 5. 使用料

(1) 専用カード使用料は、年間使用料（5月1日～翌年4月30日まで）を前払いするものとし、毎年5月1日（休日の場合は翌営業日）口座振替依頼書に基づく指定口座から自動引落しいたします。

なお、当初契約時の使用料は、契約日の属する月から最初に到来する4月末日までの月割計算により、指定口座から引落しいたします。

(2) 契約期間中に解約する場合の使用料は、解約日の属する翌月から4月末日までの月割計算により返戻いたします。

## 6. 紛失、毀損

(1) 専用カードを紛失あるいは毀損した場合は、直ちに専用カード発行店にお届けください。

(2) 専用カードの再発行に際しては、当金庫所定の手数をいただきます。

## 7. 譲渡、転貸の禁止

専用カードは、他人に譲渡あるいは転貸することはできません。

## 8. 反社会的勢力との取引拒絶

専用カードは、第9条第2項第1号、第2号AからFおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に使用することができ、第9条第2項第1号、第2号AからFまたは第3号AからEの一にでも該当する場合には、当金庫は専用カードの使用をお断りするものとします。

## 9. 解約等

(1) 本契約は、契約者の都合によりいつでも、解約することができます。解約する場合は、「両替機専用カード解約届」を提出のうえ、専用カードを返却してください。なお、専用カードを喪失した場合の解約は、このほか第6条に準じて取扱います。

(2) 次の各号の一にでも該当し、契約者との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの専用カードの利用を停止し、または契約者に通知することにより、この取引を解約することができるものとします。この場合、当金庫から解約の通知があったときは、直ちに前項と同様の手続きをしてください。

① 契約者が専用カード使用料の未納、専用カードの不正利用、改ざん等当金庫が専用カードの使用が不適当と認めた場合。

② 契約者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合。

A. 暴力団

B. 暴力団員

C. 暴力団準構成員

D. 暴力団関係企業

- E. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
  - F. その他本号AからEに準ずる者
- ③ 契約者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合。
- A. 暴力的な要求行為
  - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
  - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
  - D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為
  - E. その他本号AからDに準じる行為

#### 10. 規定の変更

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上  
2020.04